

第8章 労働保険事務組合について

1 労働保険事務組合とは

労働保険への加入手続きや雇用保険の被保険者に関する手続きなどの労働保険事務は、専門担当者を置くことのできない中小零細事業主にとって、負担となっている場合が少なくありません。

そこで、都道府県労働局長から労働保険事務組合として認可された事業主の団体が、その構成員である事業主等の委託を受け、事業主に代わって労働保険料の納付や労働保険に係る各種届出等を行うことができる制度が設けられています。

2 労働保険事務組合に委託した場合のメリット

- (1) 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- (2) 保険料を、年間3回に分けて納付できます。
- (3) 事業主及び家族従事者も労災保険に特別加入できます。

3 労働保険事務組合に委託することができる事業主は

企業全体で常時使用する労働者数が、

- ① 金融、保険、不動産、小売・・・・・・・・・・50人以下
- ② 卸売業、サービス業（清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業、機械修理業を除く）・・・・・・・・・・100人以下
- ③ 上記①②以外の事業・・・・・・・・・・300人以下

の事業主です。

4 労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は

- (1) 保険関係成立届・雇用保険の事業所設置届の提出などに関すること。
- (2) 労働保険料などの申告・納付に関すること。
- (3) 労災保険の特別加入申請、変更、脱退申請等に関すること。
- (4) 雇用保険の事業所及び被保険者の届出に関すること。
- (5) その他労働保険の適用徴収についての申請・届出・報告などに関すること。

なお、印紙保険料に関すること並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求、雇用安定事業・能力開発事業に関する手続きについては、労働保険事務組合が行う事務から除かれています。

5 労働保険事務組合への委託料は

事務組合に事務を委託する場合の入会金や委託手数料等については、それぞれの事務組合の規定で定められていますので、直接、事務組合にお尋ねください。なお、事務組合によっては、会費や委託手数料を割引くケースがあるようですが、労働保険料について割引制度は一切ありませんのでご注意ください。

※事務組合の名簿は当局のホームページ（P206）でご覧いただけます。下記の順番でご覧ください。

ホーム>各種法令・制度・手続き>労働保険関係
>労働保険事務組合について>大阪労働局管轄 事務組合名簿